附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この規則による改正後の国家公安委員会関係警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律施行規則第三条第二項に規定する通報記録書の様式については、同規則別記様式の様式にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

告　示

○内閣府告示第二十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年三月十五日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年三月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　宮城県刈田郡七ヶ宿町

二　地域再生計画の名称　みんなが住みたい「住み心地１００点」のまちづくり計画

三　地域再生計画の区域の範囲　宮城県刈田郡七ヶ宿町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　補助対象財産の転用手続きの一元化・迅速化（四の五⑭）及び農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（四の六）

○内閣府告示第二十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年三月十五日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年三月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　秋田県

二　地域再生計画の名称　秋田県地域地方活力向上地域特定業務施設整備促進プロジェクト

三　地域再生計画の区域の範囲　秋田県の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例（四の五⑥）

○内閣府告示第二十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年三月十五日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年三月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　長井市

二　地域再生計画の名称　水と歴史と公共交通を活かす　最上川「山の港町」長井市地域再生計画

三　地域再生計画の区域の範囲　長井市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　中心市街地活性化基本計画の認定の手続の特例（四の五⑫）及び地域公共交通確保維持改善事業（四の六）

○内閣府告示第二十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年三月十五日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年三月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　福島県

二　地域再生計画の名称　福島県地方活力向上地域特定業務施設整備促進プロジェクト

三　地域再生計画の区域の範囲　福島県の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例（四の五⑥）

○内閣府告示第二十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年三月十五日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年三月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

別記様式（第３条関係）

通報記録書
1　通報日時 年　月　日午　時　分
2　通報実施者
3　通報先
4　通報した内容

（用紙　日本工業規格Ａ４）

別記様式第２号（第３条関係）

通報記録書
1　通報日時 年　月　日午　時　分
2　通報実施者
3　通報先
4　通報した内容

（用紙　日本工業規格Ａ４）